

出店者のみなさまへ

児玉郡市広域消防本部

多数の観客等が参加する行事に対する 火災予防及び火災予防条例の一部改正について

平成25年8月に京都府福知山市で発生した花火大会の火災を踏まえ、消防法施行令が改正され、児玉郡広域市町村組合火災予防条例の一部が改正されました。主な改正内容は、

1. 火気器具等の取扱い基準

祭礼・縁日・花火大会・展示会・その他の多数の者の集合する催しにおいて火災が発生した場合には、初期消火が極めて重要であることから、このような催しにおいてこんろやガス器具などの火気器具等を取り扱う場合は、消火器を準備した上で使用することを義務付けるものです。

自治会の祭り・盆踊り・神社の祭礼など一定の社会的広がりをもつものが含まれます。

なお、集合する者の範囲が個人的なつながりに留まる場合（近親者によるバーベキューや花見、幼稚園等で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなど）は対象外となります。

2. 火気器具等を使用する露店等を開設しようとする場合の届出

祭礼・縁日・花火大会・展示会・その他の多数の者の集合する催しに際して、火気器具等を用い露店・模擬店を開設する場合は、最寄りの消防機関に届出を義務付けるものです。

上記条例の改正は、平成26年8月1日から運用となりました。

引き続き、下記のことにも十分ご注意をいただき再発防止に努めていただきますようお願いいたします。

- ガソリンは携行缶（金属製容器）で密閉して、直射日光の当たらない通気性の良い床面で保管し保管量40リットル未満とする。
- ガソリンの入った携行缶が熱せられると、内圧が高まってガソリンの気化を促します。発電機など熱源の付近には置かない。
- 携行缶はガソリンの噴出を防ぐため、開口前に圧力調整弁を緩めて内圧を下げる必要があります。
- 自家発電機の燃料漏れ、異音などの有無の点検強化。エンジン稼働中の給油の禁止。
- ガスボンベの転倒防止措置、老朽化部品の交換。
- ゴムホースは、亀裂・劣化など損傷の有無を確認。
- ボンベとホース、ホースと調理器等の接続箇所などの漏れを確認（臭気、石鹼水で確認）。
- 調理器は、近くに可燃物を置かない（可燃物から15センチメートル以上離す）。

お問合せは、消防本部予防課又は最寄りの消防署（消防分署）まで